

「平成28（2016）年熊本地震」における迅速な被災者支援と早急な復興支援を求める意見書

4月14日午後9時26分ごろ、熊本県熊本地方で震度7（マグニチュード6.5）の大地震が発生し、九州各県や西日本の広い範囲で強い揺れを観測した。震源地の益城町を中心に死者が出るなど多くの被害が発生した。国内での震度7の観測は、東日本大震災の2011年3月11日にさかのぼりますが、その後も強い余震が連続して発生した。そうした中、追い打ちをかけるかのように16日午前1時25分ごろ、震度7（マグニチュード7.3）という阪神大震災と同規模の大地震が発生し、気象庁はこの16日の地震が「本震」との見解を発表した。当初の震源地から北東の南阿蘇村や大分県由布市などへ被害が拡大する事態となった。20日現在、死亡者は48人、避難者は9万人を超えている。

本市議会は、今回の熊本地震で亡くなられた犠牲者に深い哀悼の意をささげるとともに、被災者の方々への心からのお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から5年、今もなお悲痛な記憶が覚めやらぬなか発生した今回の熊本地震は、私たちに改めて自然の驚異をまざまざと知らしめました。

また今回は、「前震の後に本震」という今までの「常識」を覆す事態も発生し、防災対策のあり方についての抜本的見直しは緊急の課題であります。

よって本市議会は、犠牲者と被災者の心情に寄り添い、「平成28（2016）年熊本地震」における迅速な被災者支援と早急な復興支援を国に強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年4月25日

糸 満 市 議 会

宛先：内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長